

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係 米国管理下の南西諸島状況雑件 第一巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43165">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43165</a>

(3)

外資導入關係

秘

線 番 號

三五五〇  
三五五三

符 略

昭和二八年四月九日一六時四五分

主 次 官  
管 秘

在 新 米 大 使

岡 崎 大 臣

第二八号 (館長符号扱) (大至急)

一 外資導入、西南諸島問題に關シタレス長官に申入  
方訓令の件) (別電)

I am most anxious to see the American government make known its stand in favor of:

- (1) World Bank loans for the development of hydraulic power.
- (2) Transfer to Japan of civil administration over Amami Oshima and other Nansai Islands.
- (3) Release or reduction of terms of the Japanese war criminals sentenced by U. S. Courts.

Let me state briefly my government's position on these questions.

電信寫

13.0.0.8

I. Hydraulic power loans.

By taking into careful consideration the views of Vice President Garner of the World Bank and after consulting the Supreme Economic Council my government has decided to give top priority to loans on the following three projects:

Sites.

Sakuma (Tenryu River, Nagano Prefecture)  
 Mihoro (Sho-kawa, Toyama Prefecture)  
 Kami Shiba (Mini-kawa, Miyazaki Prefecture)

Amount of loans.

Loans are requested to cover the entire costs for Sakuma and Mihoro, and one-fifth of the cost of Kami Shiba. The three loans spread over three years will add up to \$122 million (averaging some \$40 million a year), which is the very minimum figure for our requirements.

II. Nansai Islands.

1. Return of civil administrative jurisdiction is desired over the entire archipelago, including Okinawa and Amami Oshima.

2. If this is difficult of realization, we ask that the civil administration of the Amami Oshima group be turned over as the first step in that direction.

5. As for Okinawa, we earnestly hope for the return of educational jurisdiction (for carrying on language instruction)

### III. War Criminals.

War criminals sentenced by U. S. Courts, unlike others, include many lifers and long-termers. Investigations for the purpose of recommending remission, or reduction of terms are encountering insuperable obstacles, owing to lack of records and witnesses. American authorities seem to be handling the cases of these war criminals as judicial routine, but it is hoped that they will be considered from the political angle.

Most of these convicts have been shipped to prison from the

外務省

battle field, so that they have been away from home 10 years on the average -- some as long as 20 years. The suffering of their families are beyond description, instances of suicide and divorce not being rare.

Most of the war criminals believe their conviction was a retaliatory measure. They have little sense of guilt. The public is sympathetic -- so that the control of the Sugamo Prison is becoming increasingly difficult.

Resentment is growing within and without Sugamo against Article II of the Peace Treaty. Further detention of these war criminals will serve no useful purpose from the standpoint of Japanese-American friendship and good will.

All these matters are now being made election issues of keen interest as well as grave concern on the part of the entire nation. A declaration of policy by the U. S. Government along the lines I have indicated, will go a long way toward ensuring the victory of my party in the

外務省

elections. And that declaration, to be effective must come around  
the end of next week (April 10). Can you help me?

外  
務  
省

極秘

大臣  
官房長



線番  
三五四四  
三五四七

符  
暗

昭和二八年四月九日一五時五五分

次官  
秘書官

記帳濟

在米

新木大使

岡崎大臣

第二八九号（館長符号扱）（大至急）

（外資導入南西諸島問題に關シダレス長官へ申入訓令  
電報に關する件）

往電第二八七号に關シ

次官より

右電信は、目下遊説中の總理が出先より口述せられたものであるが、本件取扱上の御参考迄にその経緯等左の通り申上げる。

往電第二八八号英文は四月二日總理が大磯にマクフィー及びクラークを招きたる席上、手交せられたものであるが、五日總理より小官に対しマクフィーが至急本國政府に電請する様督促方指示あり、偶々マクフィーは六日早朝マニラ、台北、香港への旅行に出

電信寫

1938.4.9

秘報

總番 三五四四  
三五四七  
符 暗  
昭和二八年四月九日 一時五五分  
次官 秘書官

大臣 官房長

在米

新木大使

岡崎大臣

本信字照合票挿入先

門	3
類	6
項	0
目	0
号	4

九号（館長符号扱）（大至急）  
（外資導入南西諸島問題に關シダレス長官へ申入訓令電報に關する件）

往電第二八七号に關シ

次官より

右電信は、目下遊説中の總理が出先より口述せられたものであるが、本件取扱上の御参考迄にその経緯等左の通り申上げる。  
往電第二八八号英文は四月二日總理が大磯にマーフイー及びクラークを招きたる席上、手交せられたものであるが、五日總理より小官に對しマーフイーが至急本國政府に電請する様督促方指示あり、偶々マーフイーは六日早朝マニラ、台北、香港への旅行に出

電信寫

A. J. O. O. 4

記帳済

發した為、六日小官よりターナー公使に対しその趣旨を申入れ  
た。

本件申入の三点の中、此の際政府が其の効果を最も期待して居  
るのは南西諸島（殊に奄美大島）に対する行政の返還であつて  
之については客年以來外務大臣よりマーフィーに逐次申入れて  
居る次第であるが（之に対しマーフィーは大体、國務省は同情  
的であるが、統合參謀本部を説得せねばならぬとの趣旨で応酬  
している）若し此の際タレス長官より貴大使に対し米國政府と  
しては南西諸島（特に奄美大島）の行政を、軍事的必要の許す  
限り、逐次日本政府に移讓するに主義上異存なきこと並にその  
具体的措置については日米兩國当局間に話をなさしむる用意  
あることの言明を得、我政府に於て之を發表し得る運びともな  
らば誠に幸なりと認められる。

尙本件についてはタイミングの問題あり、四月十五、六日より  
後れては間に合わさる点も御含みの上、特別の御努力を煩わし度



送  
目  
通  
信  
部

極  
秘

大臣  
次官  
官房長

電信寫

1. 2. 0. 0. 4

線番 三五四八  
三五四九  
符 暗  
昭和二八年四月九日一六時三〇分  
主 次官秘

在米 新木大使 岡崎大臣

第二八七号(館長符号扱)(大至急)  
(外資導入、南西諸島問題に關シタレス長官へ申入れ訓令の件)

總理より  
国会解散直後は、解散の理由及びそのよつてきたれる政界の眞相等國民に徹底を欠きたためこれに對する反對の氣分少なからざりしが、そのやむを得ざりし次第も漸次知れわたり、昨今身論は一變し、本大臣遊説の各地歓迎盛にして演説会は聴衆常に常に溢るゝ状況に之有り、この總選挙において再び我党絶對多數を得て政局安定せざれば、わが国再建の業、空しかるべく日米關係また安定を得がたきところ、目下わが國民の大關心事は

記帳濟

極秘

大臣

三五四八	三五四九
三五四八	三五四九
暗	暗
昭和二十八年四月九日	昭和二十八年四月九日
十六時三十分	十六時三十分
次官	次官

在米

新木大使

岡崎大臣

本信写照合票挿入先

門	類	項	目	号
3	0	0	0	0

八七号（館長符号扱）（大至急）  
 （外資導入、南西諸島問題に關シダレス長官へ申入れ訓令の件）

電信寫

国会解散直後は、解散の理由及びそのよつてきたれる政界の眞相等國民に徹底を欠きしためこれに對する反對の気分少なからざりしが、そのやむを得ざりし次第も漸次知れわたり、昨今与論は一変し、本大臣遊説の各地歡迎盛にして演説会は聴衆常に溢るゝ状況に之有り、この總選挙において再び我党絶對多數を得て政局安定せざれば、わが国再建の業、望しかるべく日米關係また安定を得がたきところ、目下わが國民の大關心事は

記帳濟

外資導入及び奄美大島、南西諸島島民の生活安定なり。殊に後者に就ては、島民は日米兩國政府のいづれよりも完全なる保護を受けざる中途半端の状態にて甚だ気の毒なるものあり。右の事情はマーンファイ大使には屢々詳述しワシントン政府に伝達方希望しおきたるがもし又この兩三日中に米政府より何等かわれに有利なる回答もしくは声明にても發せられ、右兩問題解決の曙光にても國民に感知せしめるよりの措置出来得れば選挙はわが党に最も有利に展開すべくついでに貴官は至急ダレス長官に面会し、本大臣の懇望として長官に同情ある考慮を促されたし。なお長官にはその際マーンファイ大使は目下旅行中につき敢えて貴官に直接電報する次第をも申添えられたく、マーンファイ大使あて最近の申入れは別電第二八八号にて承知乞う。

(了)

電信写

昭和二八、三三九八 暗 ワシントン 四月二〇日二二〇発 次官秘

本 省 一〇日二七〇五着

岡崎 大臣 新木 大使

第三四五号(館長符号扱)

(外資導入、南西諸島問題に關シダレス長官へ申入訓令の件)

賈電第二八七号及び第二八九号に關シ  
ダレス長官は目下來訪中のアテナウアーとの會談に忙殺され本日は會えず、本使は皇太子殿下御出迎へのため桑港へ明朝出發することとなりおるにつき、本日中に會見し得たロバートソン次官補に對し本件経緯並びに重要性を説明すると共に念のため賈電第二八八号の英文写を手交し、特に米國政府として比較的容易に処置し得ると考えられる南西諸島の行政權移讓及び往電第三一三号ジョンソン次官補代理が言明し往電第三二九号ベデル、スミス次

外務省

記帳済

電信写

(第三四五号の二)

官がエンドースした米國は朝鮮休戦が實現した場合にも日本經濟に悪影響を与えないよう配意する考であるとの趣旨を、賈電第二八九号の如く公表する運びとなるよう善処方を要望し、且つ右をダレス長官にも篤と伝達の上、右発表が十五日迄に行われるれば日本政府はこれを多とする旨付言した。「ロ」はダレスにも伝達の上至急研究すべき旨約した。なお一兩日中に回答なくば武内公使をして督促せしめる予定。右取敢えず。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長

外務省

極秘

情長

番 三 八 二 七  
昭 和 二 八 年 四 月 一 六 日 二 〇 時 一 〇 分  
主 次 官 秘  
警 官 室

在 米  
新 木 大 使  
岡 崎 大 臣

第 三 一 六 号 ( 館 長 符 号 扱 )

( 国 務 省 発 表 事 前 漏 洩 の 件 )

貴 電 第 三 八 二 号 に 関 し

次 官 上 り

貴電第三八〇号については、其の経緯に鑑み之が取扱を内閣側に一任せんとしたる処、選挙の為殆どガラ空きにて、遊説中の總理との連絡等、すべて外務省に御願し度とのことであつたので、華府における発表に対応し何等か政府発表を必要とする場合に備え、主管局に其の準備を行わしめ(東京十五日午後六時)一方總理に連絡したる処、特に政府発表の必要無しとのことであつたので、(午後八時)発表の準備も直ちに打切らしめたのであるが、此の

電信寫

A 3 . 0 . 0 . 7

間十六日午前二時以後の発表を見越レプレスを一時待機せしめたこと等から、朝日(A.P.)毎日(U.P.)等は内容をつかむに至つたものと想像せられる。  
十六日主要新聞朝刊は大体貴地発A.P.の推測電を中心に推測記事を掲げたが時間的には華府に於ける発表の後となつたので実害はなかつたが、貴地に於て御迷惑をかけたとすれば誠に申訳ない。  
(尙当方参考迄にA.P.及びU.P.より貴館に問合せのあつた時刻を御知らせ願は度ら)。

外 務 省

記 帳 済

官房長  
極秘

三九〇三  
暗  
昭和二十八年四月一七日  
時五二分  
次官秘書官室

在米  
新木大使  
岡崎大臣

第三一九号（館長符号扱）（大至急）

（外資導入西南諸島問題に關シダレス長官へ申入訓令の件）

貴電第三九〇号に關シ

次官より

ダレスに対し總理の名に於て可然謝意を奏せられ度

電信寫

A.S.O.O.A

三九〇三  
暗  
昭和二十八年四月一八日  
時四分  
次

在アメリカ合衆国  
新木大使  
岡崎大臣

官房長  
第三二一号（館長符号扱）（大至急）

武内公使え次官より

往電第三一九号は、總理に連絡するいとまなかりしたため小官限りの計いにて打電したものであるが、十八日上京早々の總理より、今回の米國政府の措置には深甚なる謝意を表明する旨、これにより選挙にも多大の好影響あるべき旨、ダレス（又はロバートソン）に伝えるよう指示あり、事情御含みの上しかるべく御取計あり度。

（了）

電信寫

A.S.O.O.A

記帳済

記帳済

外資導入 南西諸島内野

官字通

治反

分類 4000-4

長官に面會し其の考慮を促さる、採訓令した次第  
 である。皇太子殿下の由出迎も勿論大切ではあるが之は  
 官中の事であり、あの際は貴大使は華府に残りて自ら  
 政府の訓令執行に當る由出迎は武内公使を代理と  
 することに可許しと願ふのが至當であらうと思われ  
 委細岡崎大臣が書翰にて申進め済に付、右に  
 所承知願ひ度いが、今後其の如の由充分注意

電信案

外務省

電 信 案	平略	電送第 4023 号	主管 大臣秘書官室
		昭和二十八年四月二日午後五時十分發	主任
次 及 び	第	件名 總理の訓令に関する件	宛 在アメリカ合衆國 新木大使
		号 領長符号	發 岡崎大臣
往電オニハ七号は緊急を要する政府の重要国策	なるが故に特に「總理」として貴大使は於てタレス	記録件名	昭和二十八年四月二十二日起草

電信案

外務省

電信課長

發電係

22 13

電  
信  
案

外  
務  
省

あつたての念